

『C-Book 民法 I 第 4 版』  
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2013 年 2 月 4 日現在

| ページ | 場所  | 誤  | 正   | 更新日         |
|-----|---|--|---|-------------|
| 478 | 右欄「要約」本文 5 行目                                   | 推定される (168 条 1 項)                          | 推定される (186 条 1 項)                           | 2012. 8. 6  |
| 344 | 【復代理の知識整理】<br>表中の、「本人・代理人・復代理人の関係 (107)」欄の①3 行目 | →代理人の代理権が消滅すると、復代理権も消滅しない                  | →代理人の代理権が消滅すると、復代理権も消滅する                    | 2012. 5. 14 |
| 111 | 下から 8 行目  | ①催告の受領能力 (98) があり、                         | ①催告の受領能力 (98 の 2) があり、                      | 2012. 1. 4  |
| 364 | ブロック・ダイアグラム中の E 1 (有権代理) の (カ) 欄                | A→Y (あ) に先立つ代理権授与                          | A→Y (あ) に先立つ代理権授与                           | 2012. 1. 27 |
| 491 | 最判昭 36. 7. 20 の 4 行目                            | 取得時効が完成したが「A は」、これを登記しなかった                 | 「B は」                                       | 2012. 2. 2  |
| 494 | 上から 23 行目                                       | ①用益物権※「取得時効の対象とされる地役権は、継続日に行使され、」          | 継続的に行使され、                                   | 2012. 2. 2  |
| 498 | 上から 8 行目  | 考えてみよう！「賃借券の時効取得」                          | 「賃借権」                                       | 2012. 2. 2  |
| 498 | ブロックダイアグラム内                                     | (シ)「(コ) から 10 年経過して」<br>(ち)「(カ) から 10 年経過」 | (シ)「(コ) から 10 年間継続して」<br>(ち)「(コ) から 10 年経過」 | 2012. 2. 2  |
| 214 | 14 行目   | (最判昭 23. 2. 23)                            | (最判昭 23. 12. 23)                            | 2011. 1. 10 |

| ページ | 場所   | 誤  | 正   | 更新日          |
|-----|------|--|---|--------------|
| 170 | 5行目  | → 明文はないが、私的自治の原則から、意思 <b>無</b> 能力を欠いた状態でなされた法律行為は無効        | → 明文はないが、私的自治の原則から、意思能力を欠いた状態でなされた法律行為は無効   | 2012. 12. 01 |
| 423 | 6行目  | <b>(う) Aは、(あ)の売買契約締結の際、Bのためにすることを示した。</b>                  | 削除  | 2012. 12. 10 |
|     | 7行目  | <b>(え)</b> (あ)の売買契約は…                                      | <b>(う)</b> (あ)の売買契約は…                       | 2012. 12. 10 |
|     | 9行目  | <b>(お)</b> よって、Cは…   | <b>(え)</b> よって、Cは…                          | 2012. 12. 10 |
|     | 14行目 | (あ) <b>(う)(お)</b> は、「第1 109条表見代理」(あ) <b>(い)</b> (え)と同様である。 | (あ) <b>(え)</b> は、「第1 109条表見代理」(あ)(え)と同様である。 | 2012. 12. 10 |
|     | 16行目 | <b>(え)</b> は、本件売買契約が…                                      | <b>(う)</b> は、本件売買契約が…                       | 2012. 12. 10 |
|     | 21行目 | (あ) <b>及び(う)</b> は不知。(い)は認める。 <b>(え)</b> は否認する。            | (あ)は不知。(い)は認める。 <b>(う)</b> は否認する。           | 2012. 12. 10 |
|     | 28行目 | <b>(う) Aは、(あ)の売買契約締結の際、Bのためにすることを示した。</b>                  | 削除  | 2012. 12. 10 |
|     | 29行目 | <b>(え)</b> Cは、(あ)の当時…                                      | <b>(う)</b> Cは、(あ)の当時…                       | 2012. 12. 10 |
|     | 31行目 | <b>(お)</b> Cが、(う)のように信じたことについて…                            | <b>(え)</b> Cが、(う)のように信じたことについて…             | 2012. 12. 09 |
|     | 33行目 | <b>(か)</b> よって、CはBに対し…                                     | (お) よって、CはBに対し…                             | 2012. 12. 10 |

| ページ | 場所   | 誤                                | 正                               | 更新日          |
|-----|------|----------------------------------|---------------------------------|--------------|
| 424 | 10行目 | (え) (お) によって、本件売買契約が…            | (う) (え) によって、本件売買契約が…           | 2012. 12. 10 |
|     | 12行目 | (か) は、「よって書き」である。                | (お) は、「よって書き」である。               | 2012. 12. 10 |
| 44  | 8行目  | 契約の客体ないし <b>当事者</b> についての有効要件は…… | 契約の客体ないし <b>内容</b> についての有効要件は…… | 2013. 1. 11  |